

大阪府地域生活定着支援センター事業委託仕様書

本仕様書は、大阪府（以下「発注者」という。）が発注する 2019 年度における「大阪府地域生活定着支援センター事業」業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 事業名 2019 年度大阪府地域生活定着支援センター事業

2 事業の目的

本事業は、高齢であり、又は障がい有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所又は少年院をいう。以下同じ。）退所予定者及び退所者等について、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を矯正施設、保護観察所等と連携・協働して実施し、矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活を支援することを目的とする。

3 履行期間 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで

4 委託金額の上限額 24,400 千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

(1) 対象者

ア 高齢（おおむね 65 歳以上）であり、又は障がい有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者

イ その他、センターが福祉的な支援を必要とする者

(2) センターの設置

大阪府内にセンターを 1 ヶ所設置し、名称は「大阪府地域生活定着支援センター」とする。

(3) センターの業務内容

センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携して行うものとする。

ア 地域生活定着促進業務

(ア) 保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと。（コーディネート業務）

(イ) 上記のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと。（フォローアップ業務）

(ウ) 懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと。（相談支援業務）

なお、業務の詳細については、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指

針」(平成 21 年 5 月 27 日付け社援総発第 0527001 号厚生労働省社会・援護局総務課長通知)の「第 4 業務の実施細目」に定めるとおりとする。

イ 高齢者よりそい支援業務

センターは、身体状況の著しい変化、認知症の進行、比較的元気であるため利用できる福祉サービスが不足するなど高齢者特有の課題を踏まえ、住居の確保や地域の福祉サービス等の利用調整等のほか、本人や家族等への面接、助言、訪問、見守りなど、よりきめ細かなよりそい支援を行うものとする。

ウ 関係機関とのネットワークの構築と連携促進業務

大阪保護観察所や府内の関係施設等との連携を密にし、事業における課題整理を行うなど、恒常的な連携を確保すること。また、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき平成 29 年 12 月に閣議決定された再犯防止推進計画を踏まえ、再犯防止の観点からも、高齢者又は障がい者が自立した生活を営むうえで、必要な保健医療・福祉サービスが提供されるよう、センターと矯正施設・保護観察所等の関係機関との連携強化を図ること。

エ 情報発信業務

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発を行うものとする。

オ その他上記(ア、イ、ウ、エ)の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務を行う。

6 委託業務の一般原則

- (1) 支援対象者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心がけ、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。
- (2) 支援対象者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、支援対象者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることにかんがみ、業務の遂行に当たっては、支援対象者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報等を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
また、他の機関等に支援対象者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。
- (5) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

7 受注者に求める事業効果

委託業務実施に必要な高齢者・障がい者支援に関する専門知識やノウハウ、福祉サービス等につなぐためのネットワークを有し、業務を円滑かつ効果的に行うこと。

8 センターの体制

(1) 職員の配置

ア センターの職員（以下「職員」という。）は、6名の配置を基本とする。

イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項に規定する社会福祉士の資格及び精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条に規定する精神保健福祉士の資格を有する者を各1名以上配置するものとする。（社会福祉士と精神保健福祉士の資格を有する者の兼務は可とする。）

ウ 男性及び女性の両方からの相談に対応できるよう、男性及び女性からなる相談員の体制を確保するものとする。

(2) センターの長

受注者は、職員の中から1名をセンターの長として指名するものとする。センターの長は、センターにおける業務を統括するほか、センターの運営及び業務の全般を円滑かつ適正に行うために必要な関係機関等との連絡調整に当たるものとする。

(3) 開所日等

センターの開所日は、原則として、週5日以上とする。開所時間は、一日当たり8時間、週40時間を目安とする。

<参考>

事業実績（平成27年度～平成29年度）

年度	コーディネート業務		フォローアップ業務		相談支援業務	
	取扱件数 (内前年度繰越件数)	終了 件数	取扱件数 (内前年度繰越件数)	終了 件数	取扱件数 (内前年度繰越件数)	終了 件数
27	67 (23)	44	103 (6)	31	86 (55)	54
28	65 (23)	39	107 (69)	54	50 (32)	10
29	74 (22)	50	94 (49)	28	67 (33)	35

9 センターの管理及び運営

(1) 受注者は、次の事項に掲げる運営規定を定めるものとする。

ア 委託業務の目的及び運営の方針

イ 職員の職種、員数及び職務の内容

ウ 開所日及び執務時間

エ 委託業務に係る個人情報の取扱い

オ その他運営に関する重要事項

(2) 受注者は、職員に対し、その身分を証する書類を発行し、職員がその業務を行うときは、職員に同身分証を携行させ、必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示させるものとする。

(3) 受注者は、職員の資質の向上のため、保護観察所、矯正施設及び福祉関係機関等、関係する機関の協力を求め、必要に応じて、職員に対する研修を行うものとする。

(4) 受注者は、委託業務を行うために必要な広さの区画、設備及び備品等を配備するものとする。

(5) 受注者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、センターの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

- (6)受注者は、利用者又はその親族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。
- (7)受注者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。
- (8)受注者は、支援対象者に対する支援業務に関する記録を支援対象者ごとに整備し、当該支援業務を終了した日から5年間保存するものとする。

10 提案事項

<p>1 基本的事項</p>	<p>①大阪府地域生活定着支援センター事業委託仕様書及び指針を踏まえ、本事業への提案コンセプト（基本概念）について、明確かつ具体的に提案してください。</p> <p>②事業実施に必要な知識・ノウハウや、これまで矯正施設を退所した高齢者や障がい者の支援実績を示した上で、コーディネート業務、フォローアップ業務及び相談支援業務の各業務間での連携策や支援体制について、具体的な内容を提案してください。</p> <p>③委託事業を効果的・効率的に実施するための組織体制について、具体的な内容を提案してください。また、受託者が複数の者からなる場合は、役割や責任分担等があいまいなものとならないための方策について提案してください。</p>
<p>2 事業実施の前提条件</p>	<p>①個人情報の保護、漏えい防止等に必要な取組みについて、具体的に提案してください。</p> <p>②業務従事予定者の経歴や資格等は、事業の趣旨に触れながら具体的に提案してください。</p> <p>③業務遂行にあたって、どのように公正・中立性を確保していくかについて提案してください。</p>
<p>3 事業実施にあたっての計画性・実現性</p>	<p>(1)矯正施設入所者等への支援業務 (コーディネート業務及びフォローアップ業務)</p> <p>①対象者が必要としている福祉サービス等の把握や申請支援、矯正施設退所後の受入れ施設の選定・確保等について、提案してください。</p> <p>②保護観察所や他の都道府県センターとの連携を円滑に進めるための具体的な体制について、提案してください。</p> <p>③福祉サービス提供施設等と恒常的に連携していく具体的な手法について、提案してください。</p> <p>④対象者の状態・特性に応じた外部の専門家（精神保健福祉士・介護福祉士・精神科医等）と連携できる体制について、提案してください。</p> <p>⑤フォローアップ業務を効果的に実現し、業務終了後に繋いでいく支援等の具体的な方策について、提案してください。</p>

	<p>(2)相談支援業務</p> <p>①対応できる年間の予定件数(目標)を設定し、センターとして取り組む福祉的な支援を必要だと認めるケースは、どのようなものが考えられるか、具体的に提案してください。</p> <p>②性犯罪や放火など非常に重い罪名を受けられた方への支援等について、その課題とどのような支援方策が考えられるか、具体的に提案してください。</p> <p>(3) 地域生活への定着促進</p> <p>①大阪府全域を包括するネットワークづくりの構築について、具体的に提案してください。</p> <p>②社会福祉貢献活動や地域との連携を目的とした具体的な取組みについて、提案してください。</p> <p>③地域生活への定着を促進していくための具体的な方策について、提案してください。</p> <p>④要支援者の希望する地域での定着が可能となるよう、新たに協力してくれる地域(市町村)を開拓するために、どのような手法が考えられるか、具体的に提案してください。</p> <p>⑤再犯の防止等の推進に関する法律に基づき平成29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画を踏まえ、再犯防止の観点からも、高齢者又は障がい者が自立した生活を営むうえで、必要な保健医療・福祉サービスが提供されるよう、センターと矯正施設・保護観察所等の関係機関との連携強化を図るための方策について、提案してください。</p> <p>⑥地域住民の理解を得るための効果的な情報発信のための方策を提案してください。</p>
--	---

11 委託業務の実施状況の報告

受注者は、契約締結後、毎月、委託業務の実施状況を書面により、発注者に報告するものとする。

12 その他

(1)委託業務を終了し他の者が本業務を引き継ぐ場合は、受注者は発注者の指示に従い、引継書を作成し、引き継ぐ体制を確保して、発注者の確認を得たうえで本業務の引継ぎを行うものとする。

(2)委託業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、発注者受注者協議の上、受注者は、発注者の指示に従い業務を遂行する。